

柏市認定こども園の認定の要件を定める条例の制定について

平成30年11月2日

こども部保育整備課

1 制定の趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第8次地方分権一括法）」により「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）」が改正され、平成31年4月から、幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園の認定等の事務・権限が千葉県から中核市へ移譲されます。

認定の要件について、国が定める基準を踏まえて条例で定めることとされていることから、次のとおり制定しようとするものです。

2 認定こども園の類型

類型	法的性格	認可権者 認定権者	基準	本市施設数 (H30.4現在)
幼保連携型	学校かつ児童福祉施設 (単一の施設)	都道府県, 指定都市, 中核市	柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例 (制定済み)	10 (分園含む)
幼稚園型	学校 (幼稚園+保育機能施設)	都道府県, 指定都市 →(H31.4~) 中核市にも 移譲	柏市認定こども園の認定 の要件を定める条例 (この条例案)	3
保育所型	児童福祉施設 (保育所+幼稚園機能)			0
地方裁量型	保育機能施設+幼稚園 機能			0

3 認定の要件

条例で定める要件は、認定こども園法に掲げる基準に従い、かつ、国の定める基準を参酌して定めることとされています。

本市が認定要件を定めるに当たっては、千葉県からの権限移譲という性質から、原則として千葉県の認定要件を基本とします。

その上で、教育・保育の水準を維持確保する考えから、本市における保育所又は幼保連携型認定こども園いずれかの認可基準と同等の、国と異なる上乘せ・独自基準を設定します（認定の要件は別紙のとおり）。

4 施行期日

平成31年4月1日

5 今後のスケジュール

平成30年11月～12月 パブリックコメント

平成31年 2月 平成31年第1回定例会に議案提出